

平成19年2月21日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官

平成18年(ホ)第4717号 損害賠償請求控訴事件 (原審・東京地方裁判所平成17年(ワ)第3385号)

平成19年1月17日口頭弁論終結

判 決

大阪市北区梅田1丁目3番1-1200号

控 訴 人	医 療 法 人 徳 洲 会
同 代 表 者 理 事 長	徳 田 虎 雄
同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士	濱 秀 和
同	宇 佐 見 方 宏
同	宮 崎 良 夫
同	菅 沼 真 憲
同	重 隆 敦
同 訴 訟 復 代 理 人 弁 護 士	熊 谷 吏 夏

東京都武蔵村山市本町1丁目1番地の1

被 控 訴 人	武 蔵 村 山 市
同 代 表 者 市 長	荒 井 三 男

被 控 訴 人	荒 井 三 男
被控訴人ら訴訟代理人弁護士	橋 本 勇
同	羽 根 一 成

主 文

本件控訴をいずれも棄却する。

控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

## 第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人らは、控訴人に対し、連帯して、4812万5000円及びこれに対する平成17年5月17日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

## 第2 事案の概要

本件は、控訴人が、被控訴人武蔵村山市（以下「被控訴人市」という。）との間で、平成11年11月26日、東京都武蔵村山市学園4丁目5番地所在の旧市立第五小学校跡地（以下「第五小跡地」という。）の一部の土地（以下「本件土地」という。）に関し、控訴人が経営する病院（以下「控訴人病院」という。）を建設するため、賃貸期間を3年、賃料は別途協議するとして借り受ける旨の賃貸借契約又はそれと類似の無名契約を締結し、その旨の協定書（後記本件協定書）を作成したにもかかわらず、平成14年5月19日に実施された被控訴人市の市長選挙において当選し、新市長に就任した被控訴人荒井三男（以下「被控訴人荒井」という。）が、控訴人病院の開設を阻止するため上記賃貸借契約又はそれと類似の無名契約を一方的に破棄して故意に控訴人に損害を与えたと主張して、被控訴人市に対しては、賃貸借契約若しくはそれと類似の無名契約の債務不履行又は不法行為（民法44条1項）に基づき、被控訴人荒井に対しては、故意による不法行為（民法709条）に基づき、連帯して、損害賠償金及びこれに対する控訴人の請求の趣旨変更に係る平成17年5月12日付け準備書面の送達の日翌日である同月17日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めている事案である。

原審は、上記賃貸借契約又はそれと類似の無名契約が締結されたと認めることはできないとして控訴人の上記請求をいずれも棄却したため、控訴人が、その認定判断を不服として控訴した。

控訴人は、当審において、上記請求の原因として、仮に賃貸借契約又はそれ

と類似の無名契約の成立が認められないとしても、被控訴人らは賃貸借契約締結に向けて誠実に努力すべき法的義務があったのにこれを一方的に破棄したとして、被控訴人市につき契約締結上の過失又は不法行為（民法44条1項）に基づき、被控訴人荒井につき不法行為（民法709条）に基づき、連帯して、上記の損害賠償金及び遅延損害金を支払う責任がある旨の主張を追加した。

#### 1 前提事実

前提事実は、原判決の「事実及び理由」中「第2 事案の概要」の1（原判決2頁19行目～4頁21行目）に記載のとおりであるから、これを引用する。

#### 2 争点

本件の主たる争点は、①本件協定により、控訴人と被控訴人市の間に本件土地の賃貸借契約又はそれと類似の無名契約が成立したか否か（争点1）、②被控訴人荒井が、上記契約を一方的に破棄して故意に控訴人に損害を与えたか否か（争点2）、③被控訴人市に賃貸借契約締結に向けた契約締結上の過失又は民法44条1項の不法行為責任があるか否か（争点3）、④被控訴人荒井が本件協定書に基づき賃貸借契約締結に向けて誠実に努力すべき法的義務に反して控訴人に損害を加えたか否か（争点4）、⑤損害の額（争点5）であり、これらに関する当事者の主張は、後記3及び4のとおり加えるほかは、原判決の「事実及び理由」中「第2 事案の概要」の3（原判決5頁4行目～10頁19行目）に記載のとおりであるから、これを引用する。

ただし、原判決10頁3行目の「争点3」を「争点5」に、5行目の「被告らの不法行為又は被告市の債務不履行により、」を「被控訴人市の債務不履行若しくは契約締結上の過失、又は被控訴人らの不法行為により、」にそれぞれ改める。

#### 3 控訴人の当審における追加主張

(1) 被控訴人市に賃貸借契約締結に向けた契約締結上の過失があるか否か（争点3）について

被控訴人市には、本件協定書に基づき賃貸借契約締結に向けて誠実に努力すべき法的義務があったといえる。ところが、控訴人が多額の費用をかけて賃料の鑑定を行っているにもかかわらず、被控訴人市は、平成14年5月の市長選挙の後、被控訴人荒井の選挙公約を理由として本件協定を破棄したのであるから、上記の法的義務に反していることは明らかであり、これは市長である被控訴人荒井の職務執行として行われたものである。

したがって、被控訴人市は、賃貸借契約締結に向けた契約締結上の過失又は民法44条1項に基づき、争点5（損害の額）記載の損害を賠償する責任を負う。

- (2) 被控訴人荒井が本件協定書に基づき賃貸借契約締結に向けて誠実に努力すべき法的義務に反して控訴人に損害を加えたか否か（争点4）について

被控訴人荒井は、被控訴人市の市長として本件協定書に基づき賃貸借契約締結に向けて誠実に努力すべき法的義務があったにもかかわらず、本件協定を理由なく一方的に破棄して控訴人に争点5（損害の額）記載の損害を与えたものであるから、不法行為責任（民法709条）を負う。

#### 4 控訴人の当審における追加主張に対する被控訴人らの反論

- (1) 被控訴人市に賃貸借契約締結に向けた契約締結上の過失又は民法44条1項の不法行為責任があるか否か（争点3）について

本件土地の賃貸借契約が締結されなかったのは、次のような本件協定以前から控訴人が承知していた困難が現実化したことによるものにすぎず、被控訴人市には非難されるべき理由は存しない。そして、被控訴人荒井は、選挙で示された民意を実現するために、控訴人病院の進出計画の白紙撤回を求め、病院誘致を全国公募としてこれを公正に執行した。

ア 本件協定書が作成された当時、本件土地を含む第五小跡地に関し、「武蔵村山市民総合センター（仮称）基本計画」が策定されていたため、本件土地の賃貸借契約を締結するためには上記基本計画の変更が必要であり、

議会对応等に困難を伴う状況であったところ、控訴人はその状況について被控訴人市から説明を受けていた。

イ 控訴人は、本件協定書の作成当時、控訴人病院に対する地元医師会及び市民の反対があったこと、志々田の独断専行的政治手法に問題があったことを承知していた。

(2) 被控訴人荒井が本件協定書に基づき賃貸借契約締結に向けて誠実に努力すべき法的義務に反して控訴人に損害を加えたか否か（争点4）について

上記(1)のとおり、被控訴人市が賃貸借契約締結に向けて誠実に努力すべき法的義務に違反したものではないから、被控訴人荒井の不法行為をいう控訴人の主張はその前提を欠くものである。

### 第3 当裁判所の判断

1 本件協定の締結に至る経緯等は、原判決の「事実及び理由」中「第3 争点に対する判断」の1（原判決10頁21行目～18頁11行目）に記載のとおりであるから、これを引用する。

2 本件協定により、控訴人と被控訴人市の間には本件土地の賃貸借契約又はそれと類似の無名契約が成立したか否か（争点1）について

当裁判所も、本件協定により、控訴人と被控訴人市の間には本件土地の賃貸借契約又はそれと類似の無名契約が成立したと認めることはできず、この点に関する控訴人の主張は採用できないものと判断する。その理由は、原判決の「事実及び理由」中「第3 争点に対する判断」の2の(1)及び(2)（原判決18頁12行目～20頁3行目）に記載のとおりであるから（ただし、原判決19頁15行目の「、さらには、後記(2)及び(3)において認定説示するところ」を削る。）、これを引用する。

そうすると、控訴人の被控訴人市に対する本件土地の賃貸借契約又はそれと類似の無名契約の債務不履行に基づく損害賠償請求は、その前提を欠くものであるから、その余の点について判断するまでもなく理由がない。

3 被控訴人荒井が、賃貸借契約又はそれと類似の無名契約を一方的に破棄して故意に控訴人に損害を与えたか否か（争点2）について

控訴人は、被控訴人荒井が、賃貸借契約又はそれと類似の無名契約を一方的に破棄して故意に控訴人に損害を与えた旨主張するが、上記2のとおり、控訴人と被控訴人市との間に本件土地の賃貸借契約又はそれと類似の無名契約が成立したと認めることはできないから、控訴人の主張はその前提を欠くものであり、採用することができない。

そうすると、控訴人の上記主張を前提とする被控訴人らに対する不法行為に基づく損害賠償請求は、その余の点について判断するまでもなく理由がない。

なお、控訴人の主張を前提としても、被控訴人荒井の行為は、市民の福利厚生のための病院の誘致及びこれに伴う市有地の貸付けという単なる私経済作用にとどまらない政策の遂行にかかわる市長としての職務執行行為であるから、仮に違法と評価される場合でも、被控訴人荒井が個人として賠償責任を負うものとはいえない。

4 被控訴人市に賃貸借契約締結に向けた契約締結上の過失又は民法44条1項の不法行為責任があるか否か（争点3）について

上記1の認定事実（原判決10頁21行目～18頁11行目）のとおり、本件協定書が作成された当時、本件土地を含む第五小跡地については市民総合センターや市民開放のグラウンドとして利用する旨の基本計画が既にあるにあって、控訴人病院を建設することになれば、その計画の一部変更を余儀なくされ、議会对応の面において困難が生ずるおそれがあり、また、医師会からは、本件協定締結前から既に反対意見の表明がされていたものであり、控訴人も被控訴人市（志々田市長）も、こうした事情を本件協定締結当時十分に認識していたことが明らかである上、控訴人の担当者である■■■■は、被控訴人市側において当時の市長の志々田と市の担当者との間で十分にコミュニケーションがとれていない状況で控訴人病院の誘致計画が進められている様子であったため、不安を感

じていたというのである（乙1, 3, 証人■）。そして、そのような本件協定書作成当時に控訴人及び被控訴人市が認識していた控訴人病院建設の困難性に加えて、上記2のとおり、本件協定は、賃貸借契約締結に向けた準備行為の一環としてされたものにすぎないことを併せ考慮すれば、本件協定書（甲2）に「本物件の賃貸料は有償とし、その額は甲（被控訴人市）乙（控訴人）が別途協議の上、適正に定めるものとする。」と規定されているからといって、被控訴人市が、控訴人に対し、本件土地の賃料について控訴人との協議を行いその額を確定させて、本件土地の賃貸借契約を締結しなければならない法的拘束を受けるということはできない。

また、上記のような本件協定書作成当時に控訴人及び被控訴人市が認識していた控訴人病院建設の困難性や、本件協定が賃貸借契約締結に向けた準備行為の一環としてされたものにすぎないことに加えて、上記1の認定事実のとおり、本件協定の締結後に市民及び市議会から控訴人病院誘致についての反発があった事実が認められ、そのため、被控訴人市（志々田市長）は、平成14年5月の市長選挙より前の時点においても控訴人との間で本件土地の賃貸借契約の締結に向けた協議を行うことができなかつたものと推認され、さらに、被控訴人荒井は、同選挙において、病院誘致に関する問題が3年間進展しておらず、志々田の政治手法に対し市民、市議会や医師会から反発があったことなどを受け止めて、控訴人病院の進出計画をいったん白紙に戻し、市民や医療関係者も参加する医療問題協議会において市民のために本当に必要な病院の在り方について論議を行った上で、高度で良質な病院を公募することを重要な公約の1つとして掲げて当選したという経過にかんがみれば、市長に就任後、平成14年8月8日付けで控訴人に対し本件協定の解約を通知した被控訴人市としての態度決定を信義則に反し不当不合理であると評価することはできず、被控訴人らが本件協定書に基づき賃貸借契約締結に向けて誠実に努力すべき法的義務に違反したものであるということとはできない。

したがって、控訴人の主張は採用することができず、控訴人の被控訴人市に対する貸借契約締結に向けた契約締結上の過失又は民法44条1項の不法行為責任に基づく損害賠償請求は、その余の点について判断するまでもなく理由がない。

- 5 被控訴人荒井が本件協定書に基づき貸借契約締結に向けて誠実に努力すべき法的義務に反して控訴人に損害を加えたか否か（争点4）について

上記4のとおり、被控訴人らの不法行為をいう控訴人の主張はその前提を欠くものであり、採用することができない。なお、前記3に説示のとおり、仮に違法と評価される場合でも、被控訴人荒井が個人として賠償責任を負うものとはいえない。

- 6 以上によれば、控訴人の本件請求はいずれも理由がないから棄却すべきであり、これと同旨の原判決は相当である。

よって、本件控訴はいずれも理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第22民事部

裁判長裁判官 石 川 善 則

裁判官 倉 吉 敬

裁判官 徳 増 誠 一

東京高等裁判所